



東京赤坂ロータリークラブ週報
Weekly Report

2014~2015 年度クラブテーマ
会長 石井 謙次

●本日の例会/ 2014 年 12 月 05 日(金) 第 1329 回
卓話: 井上眼科病院・院長 井上 賢治 氏

●前回報告 / 2014 年 11 月 28 日 第 1328 回例会

卓話: イニシエーションスピーチ
佐久間 憲一 氏



紹介者: 西澤会員

会長報告: (代理: 村山会員)

理事の一人として定款細則の変更について説明させていただきます。皆様のボックスのなかに、旧定款と旧細則が各 1 部、新定款・新細則が各 1 部、表紙に「12月5日(金) 例会時、臨時総会開催のお知らせ」が入っています。定款は重要なものでロータリークラブがロータリークラブとしてあるのは、定款を重視しているからで、国際ロータリーと各クラブのつながりは定款にあるといつてもいいと思います。定款に書かれていることに従わないと除名されることも有り得るということでもあります。ですから定款は各クラブが勝手に変更することはできません。もし変えたいときは、R I に変更箇所を申し出て、3年に1度開催される規定審議会で審議されることになります。例えば、例会は月1回だけにしたいなどでも R I の規定審議会で審議されなければなりません。次に細則です。これは資料タイトルに「推奨ロータリークラブ細則」にあるように、あくまで推奨ですので、各クラブで変更可能です。今回は2013年に規定審議会が行われ、定款細則がかなり変更になりました。本来なら変更となつたときに併せてクラブの定款細則も変更しておいたほうがよかったです。遅ればせながら今回変更しようということになりました。定款の変更点については衛星クラブについて盛り込まれてあります。細則についての変更点は、理事会の人数です。前回までは理事会人数はしっかりと決まっていたのですが、今からは緩くなっています。当クラブは新細則の第3章にありますように、会長、直前会長、会長エレクト、副会長以外の理事の人数を5名から6名へ変更いたしました。

東京赤坂ロータリークラブ

NO. 1300 / 2014. 12. 05

例会/ANA インターコンチネンタルホテル東京

Tel 03-3505-1111

事務局/〒107-0052 東京都港区赤坂 2-19-8

赤坂 2 丁目アネックス 3F

Tel 03-3505-5976

Fax 03-3505-6004

<http://www.akasakarotary.com/>

「ロータリーライフは例会から」
Rotary Begins from the weekly meeting

12/5 に次年度理事の選挙(年次総会)が行われることからこの度、変更のための総会を行う事になりました。よろしくお願ひ申し上げます。

親睦活動委員会報告: (河邊委員長)

忘年家族会がいよいよ迫ってまいりました。現在 44 名のご登録をいただきありがとうございました。最後のお願いとなります。ビンゴ大会の景品の御協力をお願い致します。

幹事報告:

来週は、次年度の理事役員選挙と、定款細則変更の総会が行われます。皆様ご出席をお待ち申し上げます。

11月 28 日(金) / 14 件 28,000 円
累計 634,000 円

多額の寄付を有難うございました。(敬称略)

岩上義明/佐久間さん本日のイニシエーションスピーチ楽しみにしていました。頑張ってください。小林博茂/来週から選挙カーで街がうるさくなります。何とかなりませんか。大日方真/日本とフランスをつなぐ友好のカレンダーができました。コンシニさんに差し上げたいカレンダーです。是非お帰りにお持ち帰りください。入沢頼二/佐久間さん、本日イニシエーションスピーチ楽しみです。尾関武男/佐久間さんイニシエーションスピーチがんばって下さい。又、本日魏さんニコニコご苦労さまです。西澤民夫/佐久間さん今日は大変楽しみにしています。よろしくお願ひします。橋本年男/佐久間さん本日のイニシエーションスピーチ大変楽しみです。田村昭二/佐久間さんイニシエーションスピーチ楽しみです。佐藤仁/佐久間さん楽しみにしていました。河邊幸夫/佐久間さん今日のスピーチ楽しみにしています。石井達/佐久間さん、ご紹介ありがとうございます。オーダースーツが出来上がりましたら来てまいります。関陽一/ウェイさんニコニコご苦労様です。佐久間さん本日は楽しみにしておりました!秦一成/佐久間さんイニシエーションスピーチ楽しみです。ウェイさんニコニコお疲れ様です。金山驍/佐久間さんイニシエーションスピーチがんばって下さい!!

出席報告: 会員 41 名 / 出席 24 名 欠席 17 名

●次回予告/2014 年 12 月 11 日(木) 第 1330 例会

夜間例会・忘年家族会

(会場: ANA インターコンチネンタルホテル東京 B1 「ギャラクシー」)

18:00 ~ 例会

18:30 ~ 忘年家族会 “はなわ” 氏ステージ

※ 12 月 12 日(金) 例会はございません。

クラブ定款と細則

ロータリークラブに入会した時、クラブの定款と細則を渡されたことだと思います。その時に、簡単にクラブの規則について説明を受けたことと思いますが、その後、この定款と細則をあらためて読み直した方は少ないかもしれません。

ここには、皆さまのクラブを運営していくための大切な規則や、皆さまがクラブの会員であり続けるための決まり事が書かれていますから、一度、読み返してみてください。

例えば、クラブの例会に欠席する場合、その例会の前後2週間以内に他のクラブの例会か、決められた会合などに出席して欠席をマークアップしなければならない、ということもロータリークラブ定款に書かれています。例会時間の60%以上の時間、例会に出席していなければ、出席と認められないこともそこに書かれています。例会を何曜日の何時から開催するということや、入会金と年会費の額については、ロータリークラブ細則にあります。このように、入会したときに先輩会員から教えられたことの多くが、定款と細則に定められているのです。

では、各クラブの定款と細則は、いつ、どこで決まるのでしょうか。ロータリークラブ定款については、クラブの名称と所在地域を除く事柄のすべてが、規定審議会で改定されます。規定審議会は、国際ロータリーの立法機関で、3年に1回開催され、各地区から1人の代表委員が参加して、提出された立法案について審議します。採択された立法案に沿って、標準ロータリークラブ定款が改定されますが、同時に各クラブの定款も変更されるのです。

立法案は、クラブからも提出できますが、クラブの場合は、地区大会の承認を受けなければなりません。

一方、ロータリークラブ細則は、定足数（クラブ会員の3分の1）の出席する例会で、出席会員の3分の2の賛成によって改正することができます。なお、この改定案は、審議する例会の10日前までに会員に届けられていなければなりません。

また、国際ロータリーフィル・定款、細則、標準ロータリークラブ定款と背馳（はいぢ）する改定、条項追加をしてはいけないことになっていますから、3年に1度開催される規定審議会で、それらが改正されるのに合わせて、クラブで見直す必要があります。

さて、ロータリーで最初の定款ができたのは、いつのこと、どのようなものだったのでしょうか。『ロータリー日本五十年史』には、「最初の定款ができたのは1906年1月で、(1)会員の職業上の利益の増進、(2)親交と社交のクラブに普通付帯する望ましい事柄の増進、をその目的としていたが、その年のうちに、(3)シカゴ市の最善の利益を振興し、会員間に市民としての誇りと忠誠の精神を鼓舞することが加えられた」とあります。

世界で初めてのシカゴロータリークラブができたのが1905年2月23日ですから、創立して1年たたないころにロータリークラブ定款がつくられたことになります。

複数の人が集まる組織をスムーズに運営していくためには、なんらかの決まりが必要になります。クラブ定款と細則は、皆さまのクラブを運営するために欠かせないものです。文章が堅苦しいとか、文字が小さくて読みづらいなどと言わず、常に確認をするようにしてください。

（編集長 二神 典子）
（「ロータリーの友」2012年9月号より）

ロータリーの立法機関 規定審議会

規定審議会が4月21～26日に開催されます。新会員の皆さまは規定審議会という言葉をお聞きになったことがないかもしれません。規定審議会は3年に1回開催されますから、新会員の皆さまにとって、初めての規定審議会が開催されることになります。

規定審議会は文字通り、規定を審議する国際ロータリー（R I）の会合です。各クラブにクラブ名の入った「○○ロータリー・クラブ定款」ならびに「○○ロータリー・クラブ細則」がありますが、この規定審議会で決まったことが、それらの基になっています。

『2010年手続要覧』によれば、「規定審議会はR Iの立法機関で、R Iの組織規定を改正する権限を有する」とあります。ロータリーの規定は誰か偉い人たちが決めているのではないかと思っている方も多いようですが、この規定審議会に提出する立法案は、各クラブからも提出することができます。

規定審議会の2年前の年度に、クラブは規定審議会で地区内のクラブを代表するロータリアンを選びます。このロータリアンを代表議員と言います。代表議員については、地区大会で選挙されるか、場合によっては郵便投票によって決定されます。しかし、その人が病気などの理由で規定審議会に出席できない場合も考えられますから、この時に補欠議員も一緒に選ばれます。代表議員になるためには、R I役員として全期を務めなければなりません。

立法案は大きく2つに分けられます。「制定案」は、R I定款、細則、標準ロータリー・クラブ定款を改定するものです。「決議案」は組織規定を改定しない審議会決定のことを言います。今回の規定審議会に提出されている立法案は、R Iのウェブサイトに掲載されています。また、規定審議会後、決定が他の規則と矛盾がないか、文言が適切かなど一定の確認を経て、全クラブにその決定が通知されます。

多くのクラブでは、その通知をそのまま事務局に置くか、会長、幹事が保管しておくことが多いようですが、各クラブには、規定審議会の決定について異議を申し立てる権利があります。規定審議会の決定は、会議終了後、2か月以内にR I事務総長から全クラブに送られます。その時、反対の意思表示をするための書式も同封されます。各クラブで、何が決定したのかをよく確認して、問題があると思う場合は、手続きに従ってR Iに意思表示をしてください。

日本のロータリアンの多くは、R Iが決めたことを変えることはできないと考えているようです。しかし、次のようなことがあります。

2001年の規定審議会で「謝意の表明」というものが決まりました。R I会長の働きに感謝して退任時に一定のお金を贈って感謝の意を表しましょう、というものです。日本のロータリアンの多くがこの決定に対して異議を唱え、日本中のいろいろな所で議論が盛り上りました。しかし、異議を唱えている方々は、R Iが一度決めたことは決して変わることはない、とR Iに対しての行動を取りませんでした。

ところが、2004年の規定審議会に「謝意の表明」の項目を削除するという立法案が外国のロータリークラブから数件提出され、採決の結果、賛成多数で決議されました。きちんと手続きを取れば、反対意見が通ることもあるという証明です。

さて、異議申し立てのための一定の期間が過ぎ、新しい国際ロータリーフィル・定款・細則、標準ロータリー・クラブ定款が決定したら、今度は自分たちのクラブの規則を改定する番です。標準ロータリー・クラブ定款はクラブ名や所在地域を入れてそのまま使います。ロータリークラブ細則は、変更点に矛盾が生じないようにして、クラブでの一定の手続きを経て変更します。詳細は、昨年（2012年）9月号の本欄をご覧ください。

（編集長 二神 典子）
（「ロータリーの友」2013年4月号より）